

## 「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン（素案）」についてのご意見募集結果

### 1 区民意見募集の実施概要

#### ●意見の募集期間と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 27 年 8 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日	4 通 (区ホームページ 2 通、郵便 2 通)	5 件

#### ●意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

#### ●資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所 6 階）、区政資料室（区役所 3 階）、総合案内（区役所 1 階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

### 2 意見・要望等の反映状況

①	意見の趣旨を踏まえ、ガイドライン素案を修正したもの	0 件
②	意見の趣旨は、既にガイドライン素案で記載しているもの	3 件
③	意見の趣旨は、既存事業などで対応しているもの	0 件
④	意見の趣旨を踏まえ、今後、対応を検討するもの	1 件
⑤	ガイドラインに直接関係ないが、意見として受けとめたもの	1 件
	合 計	5 件

## 区民意見募集のご意見と区の考え方

項目	ご意見	区の考え方	反映状況	関連頁
1 全 般	<p>青山地区の基本理念や個性を大切に受け継ぎ、「気品のあ る街」をテーマに、地元協議会で作成した基本案を踏まえる とともに、青山地区の居住者や企業関係者とも自覚を新たに し、今後新たに青山地区に加入するであろう人や企業に理解 されるよう努力することが大切であるため、まちづくりガイ ドラインを一日も早く完成し、発表されることを期待してい ます。</p>	<p>「青山周辺地区まちづくりガイドライン」は、地域の発意 による積極的なまちづくり活動を支援するために、地域の 方々へのアンケート調査や関係者の皆様との意見交換を通 じて策定し、公表いたしました。</p> <p>ガイドラインでは、まちの将来像として、「未来に受け継 ぐ気品とにぎわいのまち 青山」を掲げ、まちづくりの目 標・方針・方策を示しています。</p> <p>今後、この将来像の実現に向けて、住民、事業者、行政等 の協働・連携によるまちづくりを推進していきます。その際 には、まちづくりに関わる多様な主体に対して本ガイドライ ンを周知し、まちの将来像の共有に努めるとともに、区がま ちづくり方策の具体化に積極的に取り組みます。</p>	②	本編 1 頁、 2 頁、1 5 頁、 4 1 頁
2	<p>ま ち づ く り に 関 連 す る 動</p> <p>青山通り景観整備事業に、青山一丁目交差点から赤坂見附 陸橋までの区域を追加して頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">(理由 1)</p> <p>2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の聖 火を 1964 年の東京大会時にも通った青山通りを通していた だく運動を行っており、江戸時代からの歴史的文化遺産とし て残っている赤坂氷川山車 9 本と宮神輿及び各町会神輿 1 6 基を青山通りに揃え、御迎えしたいと検討しています。赤 坂御所前の青山通りに山車及び神輿が並ぶことにより、世界 中の方々から赤坂ひいては東京が歴史・文化のあるまちとい</p>	<p>青山通りの景観整備については、国土交通省東京国道事務 所が平成 15 年度から地域の代表や有識者を中心とする委員 会・設計会議を開催し、検討を重ねてきました。現在、その 会議での方針に基づき、東京国道事務所が整備を進めていま す。また、港区内の青山通りを美しい街路空間として維持し ていくことを目的として、港区青山通り協議会、東京国道事 務所及び港区が道路景観維持プログラム協定を締結し、地元 主体で歩道の清掃や緑化の維持などの活動が行われていま す。</p> <p>ご意見については、青山通り景観整備事業を所管する国土 交通省東京国道事務所に申し入れます。</p>	④	本編 8 頁

	き	<p>うことを再認識頂く良い機会となるためにも、赤坂見附陸橋から表参道交差点までの青山通りの景観の統一化が必要です。</p> <p>(理由2)</p> <p>赤坂のまちの活性化を進めるため「赤坂新活性化プロジェクト」を発足し、検討を開始致しました。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外から大勢の観光客等が赤坂の地を訪れます。その際に赤坂のまちをきれいにしていくことが大きなテーマと考え、赤坂から青山にかけて、青山通りを統一的に景観整備形成することは重要な課題です。</p>			
3	まちづくりの方針と方策	<p>青山地区は港区の中でもまだ住宅地が沢山残っています。しかし、居住環境の悪化が原因で人口減少が進んでいます。このまちづくりガイドラインの目標に「住み続けられる良好な生活環境をつくる」とありますが、現実には、用途地域による建築物の用途制限の時代にマッチしていない不備もあって、居住環境がさらに破壊されていくことを地域住民は心配しています。たとえば、各種住居専用地域においても24時間営業できる業態が放置されているとか、法律の隙間をぬっての住民無視の商売がまかり通っている事実があります。用途地域の建築物の用途制限を時代に合わせて厳格化しないと、良好な居住環境は守られないと思います。この件に関して、港区でのご検討をよろしくお願いいたします。</p>	<p>用途地域による建築物の用途制限については、建築基準法において建築できる建築物の種類や規模が定められています。区は、法令等に基づき、審査・検査・報告確認など、適切な運用を実施しています。</p> <p>青山通り周辺地区における良好な居住環境の保全については、ガイドラインでは、「落ち着いたある居住環境を保全し、住民の生活を守るため、日照、採光、プライバシー等が適切に確保された建築計画を誘導するとともに、騒音、振動、大気汚染等の抑制を図ります。」と記載しています。</p>	②	本編 25頁

4	まちづくりの方針と方策	<p>港区の新しい取組により、青山地区において CO<sub>2</sub> の削減が進むことを期待しています。</p>	<p>区は、CO<sub>2</sub> の排出量削減に向けて、港区民間建築物低炭素化促進制度やみなとモデル二酸化炭素固定認証制度を活用し、環境に配慮した建築物の誘導等を行っています。また、港区低炭素まちづくり計画を策定し、都市の低炭素化の促進に取り組んでいきます。</p> <p>ガイドラインでは、「二酸化炭素の排出量の削減に向けて、建築物・設備機器の省エネ化やエネルギーの効率的な利用を促進するとともに、大規模な開発等における先進的な環境技術の導入を誘導します。」と記載しています。</p>	②	本編 36 頁
5	まちづくりの方針と方策	<p>もっと空気がきれいになるように、道路の中央分離帯に街路樹を植えることを義務付ける条例を希望します。</p>	<p>街路樹は、都市景観のうるおい形成、防災性の向上、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化など、様々な働きを持っています。</p> <p>道路の中央分離帯への街路樹の植栽については、条例の規定はありませんが、交通安全や維持管理等の観点から、道路工事設計基準において植樹方法を定めています。この基準において、分離帯の幅員が 4.0m 以上確保できる場合に高木を植栽可能としていますが、ガイドライン区域内に基準を満たす幅員の道路はありません。</p> <p>なお、ガイドラインでは、「青山通りを緑の軸として、道路沿いの地上部を中心に質の高い緑化を誘導するとともに、建築物の壁面や屋上等の緑化を積極的に推進します。」と記載しています。</p>	⑤	(本編 35 頁)